

京都府学校給食用パン・米飯委託加工業者選定条件

- 1 文部科学省が作成した学校給食衛生管理基準をもとに公益財団法人京都府学校給食会（以下「府学給」という。）が定めた「学校給食用パン・米飯衛生管理マニュアル」に基づいてパン・米飯の製造・納品時の衛生管理ができること。
- 2 「京の食品安全管理プログラム」を導入し、「きょうと信頼食品登録制度」の登録事業者であること。又は、「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度」の認証取得施設であること。ただし、綾部市以北の学校等にパン・米飯を製造・納品する場合を除く。
- 3 府学給によるパン・米飯の抜き取り検査により、府学給が設定している基準を達成できること。
- 4 府学給による工場監査で適正と認められること。
- 5 府学給が支給する精米、小麦粉、脱脂粉乳等の原材料（以下「原材料」という。）を使用し、給食会の定める方法によりパン・米飯どちらも製造ができること。
- 6 原則として町村単位以上の製造・納品するための能力を保有していること。
- 7 学校等や学年で異なる製造後の重量・含水率・温度を厳守できること。
- 8 専門家、行政関係者等によるパンの抜き取り審査により、規格・味・風味等が合格すること。
- 9 パンについては、給食会が指定する配合で37品目全てについて、学校等が希望する月日・数量どおりに（特別支援学校、へき地校についてはその状況に応じ）製造・納品できること。
- 10 学級毎にパン箱・食缶に入れて製造・納品が可能であること。ただし、学校等の了承が得られた場合はこの限りでない。
- 11 納品を行う車両の運転手は、学校等ごとに固定すること。ただし、急病等やむを得ない場合はこの限りでない。
- 12 業務に従事する従業員を固定できること。
- 13 学校等における納品検査で不良と認められた場合には、欠食を生じさせることなく、配食までに再納品ができる体制が整えられていること。ただし、納品検査の遅延等により再納品が困難となる場合及び学校等が了承した場合はこの限りでない。
- 14 遠距離にある学校等を除き、学校の希望する時間に納品や使用後のパン箱・食缶の回収ができること。

そのための車両や人員の確保ができていること。また、教育計画の変更等により納入等の時間変更があった場合には適切に対応できること。
- 15 配送車両の学校等の敷地内における経路等は、学校等の指示のとおりとすること。
- 16 気象警報発令による休校や学級閉鎖等により需要数量が変更された場合でも、定められた時刻までに連絡があれば、製造の中止や納品数の変更ができること。
- 17 大規模災害等による交通遮断の場合以外は未納入や納入時刻の遅延を生じさせずに納品できること。ただし、やむを得ない事由により製造・納品が困難となった場合は、速やかに府学給へ報告するとともに、他の委託業者に必要な情報を提供して協力を求めること。
- 18 前号後段により協力を求められた場合は、やむを得ない場合を除き、契約した加工賃により製造等ができること。
- 19 炊飯設備を持つ学校等や学校給食共同調理場から、設備の故障等によりパン・米飯供給の協力を求められた場合は、やむを得ない場合を除き、契約した加工賃により製造できること。

- 20 第17号により府学給がやむを得ないと認めた場合を除き、パン・米飯の製造・納品を第三者に請け負わせることなく実施できること。
- 21 府学給が支給する原材料について、衛生面・数量について万全の管理ができること。
特に脱脂粉乳については、少なくとも1g単位で管理できること。
- 22 府学給が支給する物資は、市販等、他用途への転用を一切行わないこと。
特に、市販を行っている場合は、保管する資材倉庫を明確に区分できること。
- 23 学校等から貸与される物品は、管理に万全を期すとともに委託業務以外の目的で使用する事ができないよう管理できること。
- 24 会社経歴及び経営状況が正常かつ良好であること。
- 25 納税義務が履行されていること。
- 26 引き続いて2年以上同様の営業に従事していること。
- 27 原則として京都府内に本店及び製造施設があること。
- 28 製造施設には、次の設備等が整備されていること。

(1) パン製造設備

ア	オーブン	1台以上（天板80枚（20枚1時間／4回））
イ	ミキサー	1台以上（2袋用以上のもの）
ウ	分割機	1台以上（パン生地の分割作業用）
エ	丸め機	1台以上（パン生地 of 丸め作業用）
オ	モルダー	1台以上（パン生地 of 成形作業用）
カ	ホイロ	1台以上（発酵室）
キ	冷却ラック	5台以上（パン冷却用）
ク	パン箱	供給に必要な数量（各学校とも学級数以上）
ケ	作業場	上記ア～クが設置、保管でき作業環境が保てる面積 床面は耐水性材料（コンクリート・鉄板・タイル張り等）
コ	資材倉庫	学校給食用パン製造食数に対応した面積

(2) 米飯製造設備

ア	洗米機	1台以上（学校給食用米飯製造食数に対応できる機種）
イ	浸漬槽	1台以上（学校給食用米飯製造食数に対応できる機種）
ウ	炊飯窯	1台以上（学校給食用米飯製造食数に対応できる機種）
エ	かき混ぜ機	1台以上（学校給食用米飯製造食数に対応できる機種）
オ	炊飯釜	学校給食用米飯製造食数に対応できる釜数
カ	作業場	上記ア～カが設置、保管でき作業環境が保てる面積
キ	資材倉庫	学校給食用米飯製造食数に対応した面積

(3) 配送車

配送車 食品配送可能な車輛1台以上

- 29 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれにも該当しない者。

- (1) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 法人の役員等（法人の支店又は営業所を代表する者で役員以外のものを含む。）が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (7) 暴力団及び (1) から (6) までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者